

移動等円滑化取組計画書

令和6年7月3日

住 所 北九州市若松区東小石町3番1号  
事業者名 北九州市交通局  
代表者名（役職名及び氏名） 北九州市交通事業管理者  
交通局長 白石基

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・ 乗合バス車両88両中、移動等円滑化基準に適合していない車両（適合除外認定車両を除く。）が15両ある。 引き続きノンステップバスの導入を推進し、ツーステップバスから優先して更新を図るもの。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・ バス停の時刻や名称等の表示について、高齢者や弱視の方が見やすく、分かりやすい表示となるように整備を推進する。 ・ 国土交通省が定める交通事業者向けの「接遇研修モデルプログラム」に準じた研修を引き続き実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	移動等円滑化基準に適合していないツーステップバス5両、ワンステップバス5両及びノンステップバス5両の更新を図る。 ※ 令和6年度導入予定数：5両

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備を用いた情報提供設備の点検、運転者の能力向上</li> <li>・ 車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供のための運転者の能力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【継続実施】</b> 運行情報を文字表示及び音声により提供できるよう、設備の点検及び運転者への教育を行う。</li> <li>・ <b>【継続実施】</b> 乗降用スロープ板や車いす固定具等による必要な役務の提供を行えるよう、運転者への教育を行う。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付バスの利用方法の掲載及び周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【継続実施】</b> スロープ付バスとスロープがないバスの写真をホームページに掲載し、利用方法の周知を図る。</li> <li>・ <b>【継続実施】</b> スロープ付バスのバス停時刻表示例をウェブサイトに記載する。</li> <li>・ <b>【継続実施】</b> 前日までに営業所へ連絡することで、スロープがないバスをスロープ付バスに変更可能な旨をウェブサイトに掲載し、利用希望者に周知を図る。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付バス運行時刻の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【継続実施】</b> バス停及びウェブサイト内の時刻表において、バス停通過予定時刻の横に運行するバスのスロープの有無について情報を表示して情報提供を図る。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【継続実施】</b> 市関係部署とも連携を図りつつ、高齢者や障害のある方への接遇に関する研修を実施する。</li> <li>・ <b>【継続実施】</b> 運転者を対象に、国土交通省が定める交通事業者向けの「接遇研修モデルプログラム」に準じた研修を実施する。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内の掲示</li> <li>・車内放送等による呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先席の利用について、車内に案内シールを掲示する。</li> <li>・優先席の適正な利用について、随時車内放送による呼びかけを行う。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・【継続実施】電話及び電子メールから寄せられる意見・要望について、局内で共有するとともに、その改善に活用する。</li> <li>・【継続実施】利用者の多いバス停から順に、上屋及びベンチの設置を図る。</li> <li>・【継続実施】点字ブロックの無いバス停に点字ブロックを設置できるよう、また、バスが停車し易く、乗客が乗降し易いバス停となるように、バス停付近の環境等の整備について関係機関に働きかける。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
無し		

V 計画書の公表方法

公式サイトに掲載する。
-------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。